

先行技術調査業務規程について

令和5年1月
特 許 庁

1. 特定登録調査機関は、業務を開始しようとする日の2週間前までに、(1)先行技術調査業務規程届出書及び(2)先行技術調査業務規程を届け出なければなりません。
2. 先行技術調査業務規程届出書は、所定の様式に従って下さい。
3. 先行技術調査業務規程は、以下の全項目を記載したものを、先行技術調査業務規程(例)を参考に作成して下さい。
 - ①先行技術調査業務の区分
 - ②先行技術調査業務を行う時間及び休日に関する事項
 - ③自己又はその子会社の特許出願について先行技術調査業務を行わない旨
 - ④先行技術調査業務の実施の方法に関する事項
 - ⑤先行技術調査業務の適正な実施のために必要な事項
 - ⑥先行技術調査業務に関する料金に関する事項
 - ⑦先行技術調査業務に関する帳簿、書類及び資料の保存に関する事項
 - ⑧調査報告の特許庁長官への提出に関する事項
 - ⑨先行技術調査業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
 - ⑩前各号に掲げるもののほか、先行技術調査業務に関し必要な事項

3. 提出先

上記書類を各1部用意し、送付するか又はあらかじめ電話にて来庁日時を連絡の上、持参して下さい。

提出先：東京都千代田区霞が関3-4-3

特許庁 特許審査第一部調整課 審査推進室 審査推進企画班

連絡先：03-3581-1101(内2453)

受付日時：平日の10:00~17:00

【様式2】

令和 年 月 日

特許庁長官 殿

特定登録調査機関 ○○ ○○
特定登録調査機関代表者

先行技術調査業務規程届出書

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第39条の7に従い、先行技術調査業務規程を届け出ます。

【添付書類】

先行技術調査業務規程 令和○○年○○月 特定登録調査機関○○

先行技術調査業務規程（例）

令和〇〇年〇〇月

特定登録調査機関

〇〇〇〇

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号。以下「法」という。）第39条の7の規定に基づき、先行技術調査業務の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(先行技術調査業務実施の基本方針)

第2条 先行技術調査業務は、法令の定めによるほか、この先行技術調査業務規程で定めるところにより、迅速、的確かつ公正に実施するものとする。

第2章 先行技術調査業務の区分

(先行技術調査業務の区分)

第3条 先行技術調査業務を行う区分は、次のとおりとする。
区分○

第3章 先行技術調査業務を行う時間及び休日に関する事項

(先行技術調査業務を行う時間及び休日)

第4条 先行技術調査業務を行う時間は、休日以外の午前〇〇から〇〇まで及び午後〇〇時から午後〇〇までとする。ただし、代表者が別に定める日にあつては、この限りではない。

2 (例1) 前項の休日は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日とする。

(例2) 前項の休日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日とする。

第4章 自己又はその子会社の特許出願について先行技術調査業務を行わない旨

(先行技術調査業務を行わない特許出願)

第5条 本特定登録調査機関は、次の各号のいずれかに該当する特許出願について先行技術調査業務を行わないものとする。

- (1) 本特定登録調査機関が出願した特許出願
- (2) 本特定登録調査機関の子会社が出願した特許出願

第5章 先行技術調査業務の実施の方法に関する事項

(先行技術調査業務)

第6条 先行技術調査業務は、調査業務指導者及び調査業務実施者がこれを実施する。

(調査業務指導者)

第7条 先行技術調査業務のうち、業務の管理、調査結果の校閲、調査業務実施者に対する指導、監督及び管理等は、調査業務指導者が行う。

- 2 調査業務指導者は、自ら先行技術調査業務を行うことができる区分について、業務の管理、調査結果の校閲、調査業務実施者に対する指導、監督及び管理等を行うことができる。

(調査業務実施者)

第8条 先行技術調査業務のうち、先行技術調査、調査報告の作成は調査業務実施者が行う。

- 2 調査業務実施者は、調査業務指導者から再調査の指示があった場合は、その指示に従う。

(調査業務手順)

第9条 調査業務実施者は、以下の手順で先行技術調査を行う。

① 調査に必要な書類の準備

調査業務実施者は、出願人等から調査に必要な書類を受領する。調査に必要な書類には、対象案件の特許請求の範囲、明細書、図面、手続補正書が含まれる。ただし、出願人等からの依頼により特実検索業務用PCから調査に必要な書類を準備することができる。

② 明細書、発明の構成要素等の把握

調査業務実施者は、明細書に記載された内容、及び特許請求の範囲に記載された請求項毎に発明の内容を把握する。請求項は、構成要素に分解するなどしてその内容を把握する。

③ 検索キー（Fターム等）の選択

調査業務実施者は、先行技術調査を行うための検索キーを選択する。使用する検索キーは、Fターム、F I等を用いる。ただし、原則、Fターム検索（F I

検索も含む) は必須で、全文テキスト検索のみは不可とする。

④ 検索論理式の作成

調査業務実施者は、検索キーを組み合わせて、検索論理式を作成する。

⑤ サーチ

調査業務実施者は、特実検索業務用PCに検索論理式を入力してサーチを行う。調査する文献は、特許法第29条、第29条の2又は第39条の規定によって先行技術となりうる範囲にあり、かつ公開されている文献とする。

⑥ スクリーニング

調査業務実施者は、サーチによって抽出された文献のうち、調査報告の作成に資する文献を抽出するためスクリーニングを行い、当該抽出文献の必要箇所を精読し、ポイントとなる箇所が容易に分かるようにする。

(調査報告)

第10条 調査報告の作成は、特許庁指定の様式に従って行う。

2 調査報告には、調査業務指導者の検認を必要とする。

第6章 先行技術調査業務の適正な実施のために必要な事項

(調査業務の対象となる出願)

第11条 調査業務の対象となる出願は、審査請求前のもののみとする。

(調査対象範囲)

第12条 調査業務は、調査対象となる出願の全請求項に係る発明について行う。

(調査業務指導者及び調査業務実施者の除斥)

第13条 調査業務指導者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その特許出願に係る先行技術調査業務を行ってはならない。ただし、技術の専門性等のため代替しうる者がいない場合で特定登録調査機関の代表者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 調査業務指導者又はその三親等以内の親族が、当該特許出願の発明者又は出願人であるとき。

(2) 調査業務指導者が、当該特許出願の出願人である法人等又は当該法人等の親会社若しくは子会社から出向し、又は過去2年間に在職したことがあるとき。

(3) 調査業務指導者が、当該特許出願について利害関係を有するとき。

- (4) その他業務の公正な実施を妨げ、又は妨げるおそれのあるとき。
- 2 調査業務実施者は、次の各号の一に該当するときは、その調査対象案件に係る先行技術調査業務を行ってはならない。ただし、技術の専門性等のため代替しうる者がいない場合で特定登録調査機関の代表者が特に必要と認めるときは、この限りでない。
 - (1) 調査業務実施者又はその三親等以内の親族が、当該特許出願の発明者又は出願人であるとき。
 - (2) 調査業務実施者が、当該特許出願の出願人である法人等又は当該法人等の親会社若しくは子会社から出向し、又は過去2年間に在職したことがあるとき。
 - (3) 調査業務実施者が、当該特許出願について利害関係を有するとき。
 - (4) その他業務の公正な実施を妨げ、又は妨げるおそれのあるとき。

第7章 先行技術調査業務の料金に関する事項

(先行技術調査業務の料金)

第14条 本特定登録調査機関が先行技術調査業務を行う際の、料金は以下のとおりとする。

(料金について記載する)

第8章 先行技術調査業務に関する帳簿、書類及び資料の保存に関する事項

(帳簿の作成)

第15条 本特定登録調査機関は、帳簿を備え、先行技術調査業務に関する事項を記載する。

- 2 帳簿には、以下の事項を記載する。
 - (1) 各月において行った先行技術調査業務に係る特許出願の件数
 - (2) 出願番号
 - (3) 調査報告番号
 - (4) 依頼者
 - (5) 依頼日
 - (6) 料金
 - (7) 調査報告の交付日

(帳簿等の保存期間)

第16条 次の各号に掲げるものの保存期間は、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 帳簿

先行技術調査業務を廃止するまで。

(2) 調査報告の写し(電磁的記録により作成されたものを含む)

出願人等への調査報告の引き渡しを終了した日から1年間若しくは法施行規則第60条の9に基づく特許庁への調査報告の提出を終了した日から1年間又は出願審査の請求前の対象案件において、出願審査の請求が可能な期間の終了日から1ヶ月のいずれか遅い日まで。

第9章 調査報告の特許庁長官への提出に関する事項

(調査報告の特許庁長官への提出)

第17条 本特定登録調査機関が作成した調査報告は、全て特許庁長官に提出する。

第10章 先行技術調査業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

(秘密の保持等)

第18条 本特定登録調査機関は、先行技術調査業務に関して知り得た秘密を、出願人等との契約の履行のために知る必要のある自己の役員若しくは職員以外に開示、閲覧などさせず、第三者に譲渡、漏えいしてはならない旨を、出願人等との契約において規定する。

2 先行技術調査業務に関して知り得た秘密が漏えいした場合、本特定登録調査機関は速やかにその事実及び今後の防止策を検討し、特許庁に報告を行う。

第11章 その他先行技術調査業務に関し必要な事項

(実施細則)

第19条 この規程に定めるもののほか、先行技術調査業務を実施するために必要な細則は代表者が別に定める。

附則

この規程は、特許庁長官に届け出た日から施行する。